日調連発第２９７号
平成２７年２月６日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（参考送付）

法務省民事局民事第二課長から、法務局民事行政部長及び地方法務局長（東京、宇都宮、津、広島及び仙台以外は、参考送付）あて標記の依命通知が発せられましたので、参考のため送付します。

法務省民二第８７号
平成２７年２月５日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿
（東京，宇都宮，津，広島及び仙台以外は，参考送付）

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（依命通知）

標記については，平成２６年１２月２５日付け法務省民二第８５２号法務省民事局長通達（以下「本通達」という。）において，本通達の別紙の３及び８については平成２７年２月２３日以降の登記所ごとに別に定める日から実施することとされたところですが，当該登記所ごとに別に定める日（本年３月分）については，下記のとおりとされましたので，通知します。

記

１　平成２７年３月９日（月）
東京法務局　墨田出張所
同　城北出張所
宇都宮地方法務局
同　大田原支局
同　足利支局
津地方法務局　伊賀支局
同　鈴鹿出張所
広島法務局
同　尾道支局
同　福山支局

同　　東広島支局
仙台法務局
同　　古川支局
同　　石巻支局

２　平成２７年３月２３日（月）
宇都宮地方法務局　真岡支局
同　　栃木支局
同　　日光支局
同　　小山出張所
津地方法務局　熊野支局
同　　尾鷲出張所
広島法務局　呉支局
同　　三次支局
同　　可部出張所
同　　廿日市支局
仙台法務局　大河原支局
同　　登米支局
同　　気仙沼支局
同　　塩竈支局
同　　名取出張所